

▶ セブンイレブンとの災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定について

協定の趣旨：災害対策基本法に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資の調達及び供給、並びにセブン・イレブン店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関する協定

1 町からの物資の供給要請

- ①美深町に災害が発生し又は発生するおそれがあるとき
- ②美深町以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき又は美深町が救援の必要があると認めるとき

2 調達物資の範囲

分類		品目名
食料品	主食・副食	パン類(食パン、菓子パン)、弁当、おにぎり、レトルト食品、缶詰、カップ麺、インスタント食品
	飲料水	ミネラルウォーター
飲料品	お茶類	緑茶、ウーロン茶
	その他	牛乳、ジュース類
生活物資	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、タオル、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、生理用品、カイロ、乾電池、粘着テープ、軍手、ライター、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ、洗剤、傘、雨具 等	
その他町が指定する物資		

3 物資の運搬方法

- ①美深町が指定した場所までセブンイレブンが運送
- ②運搬にかかる費用は美深町の負担
- ③町は運搬車両が緊急通行車両として通行できるよう関係機関と調整

4 物資調達の費用

災害発生時の直前における店頭販売価格を基準としてセブンイレブンの請求に基づき支払う

5 災害発生時の情報提供

セブンイレブンは店舗において、防災・災害情報等を提供する

6 営業継続と再開

町は店舗の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる

＜協定先＞ 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 古屋一樹

